

令和8年度 山都町農業後継者就農交付金

概 要

山都町において、農業後継者が親元で就農する場合、または新規参入者が新たに農業経営を開始する場合、就農時1回に限り50万円※を交付します。

※夫婦および兄弟姉妹で就農の場合は70万円

対象者

- ・山都町に住民票があること
- ・農業経営の経営地が主に山都町内にあること
- ・就農日における年齢が50歳未満であること
- ・農業後継者(継承予定者)または農業経営者
- ・令和5年4月以降に就農した者
- ・国が行う『農業次世代人材投資資金(経営開始型)及び新規就農者育成総合対策(開始資金、経営発展支援事業関連)』の未交付者

交付要件

- ・認定新規就農者または認定農業者(共同申請を含む)であること
※認定農業者(共同申請)
家族農業経営に携わる世帯員が経営方針や役割分担などを取り決める「家族経営協定」に基づき、認定農業者の申請を経営のパートナーとして共同でおこなうこと。
- ・税申告が青色申告の経営体であること
- ・町税等の滞納がない経営体であること
- ・交付後、3年度間は農業に従事すること

交付額

- ・就農時1回に限り50万円を一括交付
 - ・夫婦や兄弟で就農の場合は70万円を一括交付
- ※1経営体あたりの上限は70万円

申込み期限

令和8年 10月16日(金)

役場農業振興課にお申込み下さい。

※お申込み後、役場にて申請書をお渡します。

【問合せ先】 山都町農業振興課 農政係
電話:72-1136(直通) FAX:72-1080